

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで
自分の性格から、一度保険料の納付を始めてからは、継続して納付するので、3 か月分が抜けていることは考えられないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、平成元年7月ごろに国民年金の加入手続きをし、昭和62年10月分からさかのぼって保険料を納付しており、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から同年9月までの期間及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から同年9月まで
② 昭和50年12月

私は、申立期間当時、A事業所に勤務していたが、同事業所が国民年金の加入手続を行うとともに給料から保険料を天引きして納付していた。申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかないのに、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2期間あるが、2か月及び1か月といずれも短期間である。

また、申立人のオンライン記録をみると、申立期間前後の保険料は納付済みとなっている上、申立人は申立期間中継続して同じ事業所に勤務しており、生活状況に特に変化があったとも認められないことから、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間については国民年金の強制被保険者であり、当時住んでいたB市C区の国民年金被保険者名簿(紙名簿)では資格喪失の手続が行われた形跡が無いにもかかわらず、申立期間直前の昭和50年7月から同年12月までの期間が平成21年9月に記録訂正が行われるまでオンライン記録等では未加入期間とされていた等、記録管理に不手際がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 54 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 54 年 2 月まで

私は、会社を退職した際、自ら A 町役場で、国民年金の加入手続をした。申立期間当時から国民健康保険及び国民年金の保険料を納付する必要があると認識していたことは間違いなく、したがって、国民年金の保険料を未納とされていることには不服があり、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間に保険料の未納は無く、厚生年金保険から国民年金への 2 回の切替手続も適切に行っており、年金制度に対する関心が高いことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 9 月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付が可能であるところ、年金制度に関心の高い申立人が、国民年金への加入手続をしながら保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年7月28日から同年8月1日まで

私は、昭和31年にA社に入社して以来、平成9年に退職するまで同社に勤務していた。転勤や出向等はあるが自分の意志で勤務先を変えたことは無いのにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年8月1日にA社（B市）から同社C事業所（D市）に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和37年6月のオンライン記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年12月16日、資格喪失日に係る記録を32年4月1日に訂正し、標準報酬月額を31年12月は8,000円、32年3月は7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年12月16日から32年1月9日まで
② 昭和32年3月23日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間について厚生年金保険の加入記録を確認したところ、社会保険事務所（当時）から、昭和31年12月16日から32年1月9日までの期間、及び同年3月23日から同年4月1日までの期間が未加入期間となっているとの回答をもらった。

私は、昭和31年3月にA社に入社したが、入社と同時に厚生年金保険に加入し、退職により32年4月1日に資格を喪失するまで、毎月給与から厚生年金保険料を差し引かれていた。勤務した期間すべての給与明細書を所持しているが、その記載内容によると、申立期間についても、給与から厚生年金保険料が差し引かれているので厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する給与明細書及び事業所の回答から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和31年12月16日付けでA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除

額から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人が所持する給与明細書及び事業所の回答から、申立人は、A社B支店に昭和32年3月31日まで継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与から控除した従業員の保険料は一括して納付していたはずで、一人分だけ納付が漏れることは考えにくいと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和27年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年4月10日から27年10月1日まで
昭和23年7月26日から27年9月30日までA社B工場（後に、C社）に正社員として勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録は確認できないとの回答をもらった。

私は、昭和27年9月30日まで間違いなく当該事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の詳細な記憶から、申立人が申立期間においてA社B工場に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録では、申立人は、昭和26年4月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、A社の後継会社であるC社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の資格喪失日の記載は確認できないが、昭和26年8月1日に標準報酬月額が改定されていることが記録されている。

また、上記名簿に記載のある同僚11人についても、申立人と同じく被保険者資格喪失日の記載は無く、昭和26年8月1日に標準報酬月額が改定されていることが記録されているところ、オンライン記録においては、当該複数の同僚の資格喪失日は、27年10月1日であることが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所に昭和 27 年 9 月 30 日まで勤務したと述べているところ、当時の同僚は、「自分は、申立人よりも前から当該事業所に勤務していた。申立人とは昭和 26 年 4 月ごろから同じ業務についていたが、申立人は 27 年 10 月ごろに退社した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 27 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A 社の後継会社である C 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和41年4月にA社に入社し、48年7月15日に退職するまで継続して勤務した。

厚生年金保険には昭和41年4月1日から退職するまで加入していたはずであり、46年6月にA社C事業所から同社B事業所に転勤したが、厚生年金保険加入期間に空白が生ずることは考えられないので、調査を行って記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在籍証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年6月1日にA社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月21日から同年12月21日まで

私は、昭和63年5月10日から同年12月20日までA社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録によると、資格喪失日が同年11月21日となっており、同年11月は未加入となっている。

昭和63年11月分の給料からも厚生年金保険料が控除されていたはずであり、源泉徴収票等を提出するので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する履歴書、「昭和63年分給与所得の源泉徴収票」及び「63年分の所得税の確定申告書」の控えから判断すると、申立人は昭和63年12月20日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「昭和63年分給与所得の源泉徴収票」から算出される昭和63年11月分の厚生年金保険料控除額により、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭

和 63 年 11 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年 11 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月

私の国民年金については、亡くなった母が加入手続をし、申立期間の国民年金保険料については、母が納付していたはずなのに未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、資格喪失欄の喪失年月日は昭和 36 年 5 月 1 日と記載されている上、喪失の根拠欄には喪失届の提出があったことを示す「届」に丸印が付されていることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、上記名簿によると、昭和 36 年 4 月の国民年金保険料は 37 年 6 月 1 日に過年度納付されているところ、仮に、申立期間の保険料についても同時に社会保険事務所（当時）から納付勧奨があった場合、36 年 4 月の保険料のみ納付したとは考え難いことから、この時点で既に申立期間は未加入期間となっており、当該期間の保険料については納付勧奨が無かったと推認される。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、申立期間当時の状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年1月から61年3月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金納付記録を照会したところ、申立期間について、付加保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

私は、夫が会社を退職した平成10年7月ごろにA市B区役所で申立期間の納付状況を確認した際に、付加保険料も納付していると言われたことを記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していたA市において付加保険料を納付する場合には、定額保険料と付加保険料の合計額を一枚の納付書で納付する仕組みであったことが確認できることから、定額保険料のみが納付済みとなり、付加保険料が未納となることは考え難い。

また、オンライン記録及びA市の資格得喪記録(電子データ)のいずれにも、申立人が付加年金に加入し、付加保険料を納付したとする記録は見当たらない。

さらに、申立期間は87か月と長期間にわたっている。

加えて、申立人が申立期間について付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年9月から41年2月まで

国民年金は、昭和37年9月ごろ嫁ぎ先の義母が加入手続を行い、義母から自宅に来ていた納税組合長に保険料を納付していたと聞いていたので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳によると、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは昭和61年4月1日となっており、申立期間は未加入期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年5月16日に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は42か月と長期間にわたっている。

加えて、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の義母及び保険料を集金していたとする納税組合長は既に亡くなっており、申立期間当時の状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年12月から45年3月まで

私の国民年金保険料納付記録について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間は納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、昭和36年4月から国民年金に加入し、自治組織を通じて夫婦二人分の保険料を納付していた。40年2月から厚生年金保険に加入し、私だけ保険料を納めなくなったが、会社が倒産した後は、それまでと同様に夫婦二人分の保険料を納付していた。妻の保険料は、納付済みとされているので、私の分だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年11月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後間もなく町役場で国民年金の加入手続をし、自治組織を通じて妻の分と一緒に保険料を納付していたとしている。そこで、A町が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人及びその妻の保険料納付年月日を比較したところ、昭和36年度から39年度までは一致していることから、当該期間については、自治組織を通じて夫婦二人分の保険料を納付していたことがうかがえる。また、同名簿によると、妻の納付年月日は、37年度から45年度までの各年度の第一四半期においては、おおむね7月ごろであることが確認できる。

しかし、申立人の主張どおり、昭和41年12月から夫婦二人分の保険料と一緒に納付し始めた場合、昭和45年度の第一四半期の保険料納付年月日も45年7月ごろとなるはずであるが、妻は同年6月30日に納付しているにもかかわらず、申立人は、同年4月から同年9月までの保険料を46

年2月27日に一括納付していることが記録されており、納付年月日が一致していない。

これらのことから、申立人が昭和41年11月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に、国民年金の再加入手続を行ったのは、46年2月ごろであったと推測され、当該手続が行われた時点では、申立期間の保険料は、過年度納付期間及び時効により納付することができない期間であり、自治組織を通じて納付することができなかったものと考えられる。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年12月から14年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年12月から14年3月まで

20歳の誕生日を迎える前に、自宅に国民年金保険料の納付書が届いたが、当時通信制の大学に在学しており、納付が難しかったため、A市のB区役所に電話で相談したところ、通信制の大学でも対象となる学生納付特例制度が新しくできたとの説明を受けた。

そこで、私が受けたいと言うと、B区役所の女性職員が承りましたと言ったので、申立期間を含めて学生納付特例の申請が受理されたと思った。

その後、学生納付特例の申請については、B区役所から申請書が自宅に届いたことから提出したが、これは平成14年度からのものであり、申立期間については一般の免除申請書の提出が必要である旨の説明が無かったため、提出しなかった。

申立期間は、結果的に未納となってしまったが、一般の免除申請書の提出ができなかったのは、B区役所の適切な説明が無かったためであり、当該期間を免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する、通信制の大学が国民年金の学生納付特例の適用対象となったのは平成14年4月1日以降であって、申立期間はその対象とはなっていない。

また、申立人は、B区役所から適切な説明が無かったことを、申立期間が免除期間として認められることの根拠として主張しているが、その主張の真偽の程はともかくとして、当委員会は、免除申請を行ったとする申立てについて、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からし

いこと」と判断できるかどうかの検討をその職務とするものであって、免除申請自体をそもそも行っていない場合について、免除申請が行われたと同様の法的効果を発生させるべきか否かを検討することは、その職務とはしていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成元年 8 月まで

昭和 62 年 6 月当時、私はA市の大学に在学中であったが、父母は公務員で国民年金には 20 歳から加入しなければならないこと、また、加入していないと万が一障害を受けた場合、障害年金を受けられないことを知っていたので、母がA市の区役所で加入手続をし、B市のC銀行で保険料を納付してくれた。

父母は、私と同様に3歳下の妹を大学在学中の 20 歳から国民年金に加入させ、就職するまで保険料を納付している。

納付書や銀行の通帳は残っていないが、納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が国民年金の加入手続を昭和 62 年 6 月ごろにA市で行い、B市のC銀行で保険料を納付したと主張しているところ、A市の収滞納リスト（電子データ）によれば、申立人は平成元年 9 月 6 日に任意により国民年金の資格を取得し、同年 9 月から同年 12 月までの保険料については同年 11 月 6 日に納付したことになっており、オンライン記録も同市の記録と一致していることから、母親が加入手続を行ったのは同年 9 月ごろと推認できる。

また、申立人は、申立期間当時は学生であり国民年金の資格は任意であることから、制度上、さかのぼって被保険者となることはできず、母親が加入手続を行ったと考えられる平成元年 9 月ごろより前の期間については、保険料の納付書は発行されないため保険料を納付することはできなかつたと考えられる上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出さ

れた事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 8 月まで

私が会社を辞めた昭和 48 年 1 月ごろ、夫は会社員だったので被扶養者になってすぐに国民年金の加入手続をした。同年 9 月からの領収書はあるのに、なぜ申立期間が未加入になっているのか理解できない。納付していた記憶があるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）及び申立人の所持する国民年金手帳によると、申立人は昭和 48 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、国民年金には同年 9 月 12 日に加入していることが確認できることから、申立期間は未加入期間のため納付書が発行されることは無いと考えられる。

また、申立人が所持する国民年金保険料領収書によると、国民年金の資格取得日と同一の昭和 48 年 9 月 12 日に、同年 9 月分の保険料を A 市 B 支所で納付していることが確認できることから、申立人は、同年 9 月から国民年金に加入したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 11 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 35 年 1 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで A 社に正社員として勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録は確認できないとの回答をもらった。
私は、間違いなく A 社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、勤務期間の特定までは至らないが、申立人が A 社に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立人が記憶している同僚は、「私と申立人は、昭和 37 年 4 月ごろに退職した。」と証言しており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚は昭和 37 年 4 月 23 日に、申立人は同年 4 月 11 日に被保険者資格を喪失したことが確認できる。

また、上記名簿によると、申立人は昭和 37 年 4 月 11 日に被保険者資格を喪失した後、同年 4 月 14 日に健康保険証を返納していることが確認でき、同年 11 月 1 日に被保険者資格を再取得するまでの期間に申立人の加入記録は無く、健康保険被保険者証の番号に欠番は見当たらない。

さらに、事業主の妻である元役員は、「事業主及び当時の社会保険事務担当者は既に亡くなっており、当時の関係資料は無い。」としており、当時の状況を確認することができない。

加えて、当該事業所は、平成 18 年に破産手続が終結し、破産管財人も申立人の申立内容に係る関連資料は保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見

当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 4 月 9 日まで A 社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、退職する 1 か月前の同年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したになっている。

申立期間の保険料を事業主から控除されていたかどうかはよく分からないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が昭和 31 年 4 月ごろから 33 年 4 月ごろまで A 社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格取得日が申立人と同じ昭和 33 年 3 月 1 日である同僚 18 名のうち 8 名に入社日を照会したところ、7 名が同年 3 月 1 日より前に採用されたとしており、当該事業所に入社した日から厚生年金保険の加入まで 11 か月から 30 か月を要していたことが確認できるほか、26 年 2 月に入社したとしている同僚はその 30 か月後の 28 年 8 月 1 日に、同年 9 月 15 日に入社したとしている同僚はその 27 か月後の 30 年 12 月 21 日に厚生年金保険に加入したことが確認できる。

また、複数の同僚は、「入社後、すぐには厚生年金保険に加入しなかった。」、「入社後短期間で退職する者が多かったことから、一定期間勤務している者をまとめて加入させていたと思う。」と証言している。これらのことから、当時、当該事業所では必ずしも社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、当該事業所は昭和 57 年 6 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、事業主も既に亡くなっていることなどから、申立

人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月15日から30年12月21日まで

私は、昭和27年7月20日からA社に勤務し、病気入院のため28年2月22日で退職した。その後、同年9月15日から再度勤務したが、社会保険庁(当時)の記録では、27か月後の30年12月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになっていることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が昭和29年1月21日から56年10月6日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格取得日が申立人と同じ昭和30年12月21日である同僚に入社日を照会したところ、申立人が再度入社する前から勤務していたと述べている同僚も申立人と同じ日に被保険者資格を取得しており、当該事業所に入社した日から厚生年金保険の加入まで27か月以上を要していたことが確認できるほか、26年2月に入社したとしている同僚は30か月後の28年8月1日に、33年3月1日に資格取得した19人のうち8人は11か月から30か月後に厚生年金保険に加入したことが確認できる。

また、複数の同僚は、「入社後、すぐには厚生年金保険に加入しなかった。」、「入社後短期間で退職する者が多かったことから、一定期間勤務している者をまとめて加入させていたと思う。」と証言している。これらのことから、当時、当該事業所では必ずしも社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、当該事業所は昭和57年6月21日に厚生年金保険の適用事業所で

はなくなっており、また、事業主も既に亡くなっていることなどから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 59 年 6 月 1 日から同年 12 月 26 日まで

私は、昭和 59 年 3 月 1 日に A 社 B 支店に入社したが、同支店は同年 5 月末に閉鎖され、同年 6 月 1 日から同年 12 月 26 日までは A 社と経営者が同じであった C 社 D 支社で勤務した。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、昭和 59 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無く、また、同年 6 月 1 日から同年 12 月 26 日までは A 社での厚生年金保険の加入記録となっていることに納得できない。

給与明細書等は保存していないが、申立期間①については A 社、申立期間②については C 社の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 3 月 1 日に A 社 B 支店に入社したとしているところ、元同僚が保管する同年 4 月 30 日現在の C 社 D 支社の班編成名簿によると、申立人が C 社 D 支社に勤務していたことが認められる。

申立期間①について、同僚は「自分は、昭和 59 年 3 月から同年 9 月まで C 社に勤務したが、入社時には 3 か月の試用期間があった。」と証言しているところ、オンライン記録により、当該同僚は A 社において昭和 59 年 6 月 1 日に資格を取得していることが確認できる。

また、A 社の事業所別被保険者名簿によると、上記の班編成名簿に記載されている社員 31 名のうち 16 名が申立人と同じ昭和 59 年 6 月 1 日に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、

C社は一定期間内に採用した者を同年6月1日にまとめて適用事業所であるA社における厚生年金保険被保険者として加入させていたことが認められる。

なお、C社設立時の代表取締役は、A社の代表取締役と同一人であり、両社は人事管理や経理等の事務を一体として処理していたと考えられる。

さらに、閉鎖商業登記簿によると、C社は昭和62年に解散し、厚生年金保険の適用事業所であるA社は平成11年に解散しており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立期間当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人はC社の厚生年金保険被保険者期間であるとしているところ、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、適用事業所となっていたA社において、申立人は昭和59年6月1日に資格を取得し、同年12月26日に喪失したことが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録もA社の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人と同じ昭和59年6月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した16名及びC社の代表取締役を含む取締役等5名も同様にA社において被保険者となっていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 38 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 11 月 17 日から 39 年 8 月 11 日まで、当時、A 区にあった B 社及び C 社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）へ照会したところ、32 年 9 月 1 日から 38 年 6 月 1 日までの期間が空白となっていた。

厚生年金保険料は、食費などとまとめて控除されていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社における現在の代表取締役及び同僚、並びに B 社における同僚は、申立人が当該事業所に勤務していたと証言していることから、申立期間において申立人が両事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C 社で保管されている昭和 36 年から 38 年までの申立人に係る所得税源泉徴収簿によれば、36 年 1 月から 38 年 5 月までの給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立期間当時における経理事務担当者は、「申立期間において両事業所は厚生年金保険に加入していないため保険料は控除されていない。」と証言しており、事業所別被保険者名簿においても、B 社は昭和 32 年 9 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、C 社が適用事業所となったのは 38 年 6 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人が挙げた同僚 3 名並びに B 社及び C 社の代表取締役であった者についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1238

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月ごろから 41 年 9 月ごろまで

私は、昭和 31 年 6 月ごろから 41 年 9 月ごろまで A 区にあった B 店（登記簿の屋号は、C 社）に住み込みで働いていたが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、当該期間は厚生年金保険に加入していないとの回答を得た。

勤務していたことを証明する資料として、C 社に勤務していた時に受け取った表彰状を提出するので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した表彰状や当該事業所の取締役の証言から、申立人が C 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の取締役は、C 社が厚生年金保険の適用事業所となったことは無く、申立人の給与から保険料を控除したことも無いと証言しており、社会保険事務所の記録においても当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、取締役及びその夫である代表取締役についても、社会保険事務所の記録において厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

さらに、申立人は、同僚の氏名を覚えておらず、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。